

(年金展望台)：「年金からの天引き」を半分くらい擁護する

公的年金からは、介護保険や高齢者医療制度の保険料が天引きされるようになってきている。これを特別徴収というのだが、まるで右手で与えたものを、左手で取り上げるようなものでもある。姑息でけしからん、とも思えるが、しかし少し別の見方も可能かもしれない。

今後の高齢者医療のあり方については議論が続いているが、2008年に施行されたいわゆる後期高齢者医療制度が反発を招いた原因としては、もちろん「後期高齢者」というネーミングの問題も大きかったが、高齢者に支払われる公的年金の給付の中から、医療の保険料を天引きするというのも、不評の要因であった。

そこでは、高齢者に終身負担を求めるということ自体への批判もあったが、もうひとつには、有無を言わず天引きしてしまうというやり方に対する感情的な反発もあったように思う。国が年金給付をしておきながら、そこから別の保険料を差し引いてしまうのでは、意味がないではないか。レストランで、テーブルに一度運ばれてきた料理を、すぐ下げられてしまうようなものである。

この公的年金からの特別徴収という仕組み自体は、介護保険制度をつくる時（2000年）に導入されたものだ。ただそのときは、新たに介護保険をつかって、介護サービスを充実させるという話がセットであったからよかったのだが、高齢者医療については、受けられるサービスは基本的に以前のままで、負担だけが増えたため、余計に受けが悪かった。

年金制度の側から見れば、いくら年金財政が厳しいとはいえ、正面から年金を削るといって、抵抗が強いことが当然予想される。しかしだからといって、かつて払った年金保険料の見返りとしての公的年金から、別の名目で天引きをするというのは、実質的な年金減額ではないか。社会保障全体からみれば、単なる負担の付け替え・付け回しのようでもある。その実際の影響は、スライド制や年金税制などの変更よりも大きく効く可能性があり、現役時代にたてた老後の生活設計が、まったく役立たなくなるかもしれない。

しかし、大きなタイムスケールでみると、少し違った見方もできよう。そもそも戦後の日本の社会保障制度は、公的年金を突出して充実させてきた。それは将来の高齢社会に備えて、高齢者の所得基盤をまず確保しようという趣旨だったと説明されることがある。より具体的には、今後、本格的な高齢社会の中で、医療やら介護やら、高齢者にもいろいろ費用の支出が必要になりそうなので、そのための所得基盤をあらかじめ年金で作っておこうという意味である。

日本の社会保障給付費の構成は、「年金：医療：福祉その他」＝「5：4：1」で推移しており、あまりに年金に偏りすぎだと指摘されて久しい（最近では「5：3：2」に近づいてきたが、いずれにせよ年金が突出している）。しかし、それは別に老後の趣味とか、余裕のある生活のための手助けまで、わざわざ国がしようとして、年金を充実させてきたわけではない。医療とか介護の費用のために、年金を充実させてきたのだ、という説明になる。

もしそうだとすると、年金から天引きをして、医療や介護の費用に当てようとするのは、当初の予定通りの行動ということになる。もともとそのために年金は支給されているのであり、それを一度、自分に支給されたからと言って、年金からの天引きに文句をいうのは、むしろ筋違いかもしれない。もし、医療や介護の問題が見込まれなければ、そもそもこのように公的年金制度は充実してこなかったはずである。

もちろん、かつては介護保険や後期高齢者医療制度などなかったのだから、その保険料を天引きするには、上記は「後付けの理屈」ではないかとの反論はあるかもしれない。しかし、介護費用や医療費が、そういう保険の仕組みを通じて負担が平準化されること自体は、よいことのはずである。どういう病気をしたかとか、どのくらい寝たきりで過ごしたか等々、人生の偶然の事情で支出額が変わってしまう介護費用や医療費そのものを、年金から個別に負担するよりも、それをいわば「ならした」形で、介護や医療の保険料として年金から天引きするというのは、むしろ公平な仕組みだと評価できよう。

このような考え方は、「年金ストラテジー」の読者にとって、むしろ馴染みのものかもしれない。例えば、アメリカの確定拠出年金プランで、現役時代に積み上げたキャッシュ・バリューにより、退職時に一時払い終身年金商品を購入するというのは、一般的な行動パターンのひとつである。これと平行に考えれば、現役時代に公的年金の保険料を払い込んで、退職後には（キャッシュ・バリューではないが）その給付の分割払いから、（一時払いではなく）やはり分割払いで、医療保険なり、介護保険なりを購入しているのだとみることができる。

上記のような説明に対しては、「建前の議論としてはあり得るにせよ、実際の年金支給額は、それに見合っていない」という反論もあるかもしれない。そうであれば、問題は誰からいくらまでなら天引きしていいのかという議論に移ることになる。しかしその前に、公的年金からの天引きということ自体を認めるかどうか、真剣に考えるべきだろう。なぜなら、現在の年金額の水準は、基礎年金は高齢者の基礎的支出を賄うためであるとか、厚生年金は現役時の所得の一定割合を確保するものであるとか、これまでの議論の中で様々に意味づけられてきたからである。

賛否はいずれにせよ、社会保障の全体的なあり方を問題として、年金と、医療や介護とをばらばらに議論すべきではないとすれば、そのもっとも現実的な接点のひとつはこの部分であり、議論を避けるべきではないだろう。

要するに、公的年金からの天引きという方策は、大きなタイムスケールで見れば、決して単に「取りやすいところから」という、安直な施策ではないはずである。しかし、実際に行われていることが、そういうタイムスケールを踏まえたものではなく、単に「取りやすいところから」という、安直な施策であった場合は厄介な話であり、さらに深刻な問題は、そのいずれであるか、なかなか見分けがつかないことであろう。

長沼 建一郎(法政大学 社会学部)